明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四八）　一
○森林組合法施行規則の一部を改正する省令（同四九）　二
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（同五〇）　二
〔告　示〕
○農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件（農林水産一〇三六）　三
○農業災害補償法第百三十四条第三項の農林水産大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件及び農業災害補償法第百四十一条の四第四項の農林水産大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件の一部を改正する件（同一〇三七）　三
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（同一〇三八）　三
○農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第二十条の規定に基づき登録実施機関を登録した件（同一〇三九）　四
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額等を定める件（同一〇四〇）　四
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件（同一〇四一）　四
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十七年度土地家屋調査士試験に関する公告（法務省）　四
平成二十七年度医師国家試験予備試験の施行（厚生労働省）　四
平成二十七年度歯科医師国家試験予備試験の施行（同）　四
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人水資源機構防災業務計画の修正要旨の公表、プログラムの著作物に係る登録、厚生年金基金変更・清算人就任、企業年金基金設立・変更関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行政死亡人、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四

## 省　令

### ○農林水産省令第四十八号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第四十条第七項（同法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二第一項（同法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、同法第四十四条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第七十七条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百四十七条第一項及び第四項並びに水産業協同組合法第四十七条の六第五項（同法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項及び第三百二条第一項の規定に基づき、水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第百条の見出し中「責任追及等の訴え」を「役員の責任を追及する訴え」に改める。

第百一条の見出し中「訴え」を「役員の責任を追及する訴え」に改め、同条第二号中「請求対象者」を「法第四十四条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の役員の責任を追及する訴えについての前条第一項第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に、「法第四十四条の役員の責任を追及する」を「同号の」に改める。

第百六十二条第四項中「行われるものに限る」の下に「。第八項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

8　第四項の規定は、提供決算関係書類に表示すべき事項のうち同項各号に掲げるもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により組合員又は会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第百六十六条第一項中「ものに限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により組合員又は会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第二百十一条第一項第一号ロを次のように改める。

ロ　吸収合併消滅組合における次に掲げる事項

(1)　法第六十九条第四項において読み替えて準用する法第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項の規定による手続の経過

(2)　法第六十九条の四第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項において準用する場合を含む。次号ロ(2)において同じ。）の規定による請求に係る手続の経過

第二百十一条第一項第一号ホ中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　吸収合併存続組合における次に掲げる事項

(1)　法第六十九条第四項において読み替えて準用する法第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項の規定による手続の経過

(2)　法第六十九条の四第二項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る手続の経過